

報道関係者 各位

令和3年11月30日
鹿児島労働局 雇用環境・均等室
室長 松野 市子
室長補佐 秋山 芳徳
係長 花立 秀一
電話 099-222-8446

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の対象期間を延長します

鹿児島労働局（局長 三輪 宗文）では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者の皆様を支援するため、令和3年8月1日から同年12月31日までの間に取得した休暇について「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の申請受付及び支給を行っています。

今後、本助成金の対象となる休暇取得の期間を令和4年3月末までに延長する予定ですのでお知らせします。なお、延長となった期間にかかる申請様式等の詳細は改めて厚生労働省ホームページにてご案内します。

【小学校休業等対応助成金について（下線部分が追加部分）】

- 支給額
・ 事業主が休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（変更なし）
- 日額上限
 - ① 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの休暇取得分は日額上限 13,500 円（申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（以下「対象地域」という。）に事業所のある企業：15,000 円）
 - ② 令和4年1月1日から令和4年2月28日までの休暇取得分は日額上限 11,000 円（申請の対象期間中に対象地域に事業所のある企業：15,000 円）
 - ③ 令和4年3月1日から令和4年3月31日までの休暇取得分は日額上限 9,000 円（申請の対象期間中に対象地域に事業所のある企業：15,000 円）
- 対象となる休暇及び申請期間
 - ① 令和3年8月1日から令和3年10月31日までの休暇取得分の申請期限は令和3年12月27日まで（必着）
 - ② 令和3年11月1日から令和3年12月31日までの休暇取得分の申請期限は令和4年2月28日まで（必着）
 - ③ 令和4年1月1日以降の休暇取得分は詳細が決まり次第、厚生労働省ホームページにてご案内します

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

委託を受けて個人で仕事をする方向けの小学校休業等対応支援金についても対象となる休暇取得の期間を令和4年3月末までに延長する予定です。支給要件、申請等のお問い合わせ先は「雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター」（電話：0120-60-3999）、申請書の提出先は「学校等休業助成金・支援金受付センター」（東京都）です。お問合せ先、申請書の提出先は労働局ではありませんのでご注意ください。

○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

労働局（小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口）からの本助成金活用の働きかけに事業主が応じていただけない場合に、労働者が直接申請することも可能な新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても対象となる休暇取得の期間を令和4年3月末までに延長する予定です。

＜参考 URL [厚生労働省ホームページ] ＞

- 小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22403.html
- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
- 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html